



# 水土里ネット福島は、こういう団体です！

- 役割と能力について -

水土里ネット福島は、福島県土地改良事業団体連合会の愛称です。

## 1 水土里ネット福島は、市町村や土地改良区等によって設立された公益法人です。

本会は、昭和33年に、土地改良法に基づき、市町村、土地改良区、農業協同組合など土地改良事業を実施する主体の共同組織として設立された公益法人で、税法上（法人税法、印紙税法等）も、営利を目的としない公益法人等に位置づけられています。

本会は、今日まで約半世紀にわたり、県内の農業農村整備事業の推進組織の中核としてその役割を果たしてきました。

これからも、この分野の専門的役割を担う法人として、会員の皆様の期待に応えていきたいと考えています。

## 2 水土里ネット福島は、会員に対する技術支援団体です。

### ほ場整備事業

ほ場整備事業においては、従前地調査・事業計画・実施設計・換地計画・確定測量・登記等の一連のプロセスがありますが、その全てのプロセスにおいて、本会には技術力が高かつ経験豊富な職員が多数在籍しており、さらに同一事務所においてこれらの作業を一貫して行っていることから業務における情報の共有化により、全体として地域にあったほ場整備となる設計（成果品）を実施しています。

加えて、会員に対するアフターサービスもトータルとして実施しています。

また、土地改良法の改正に伴う環境配慮についても、生物・社会環境等の対応のための技術者を養成しています。

### 農業集落排水事業

集落排水事業においては、計画・実施・施工管理の一連のプロセスがあり、さらには処理施設の維持管理を実施していますが、一連のプロセスにおける高い技術力が評価され、県内では大変多くの実績を有しています。また、汚泥処理については、資源循環に精通した職員により対応しています。

### 資源循環に関する事業等

資源循環に向けたコンポスト施設の研究や特殊肥料及び普通肥料登録等の事業にも積極的に取り組んでおり、安全・安心な循環型社会の構築に貢献しています。また、コンポスト施設に係る計画づくりから運用までの一連の業務の支援も行っています。

## 3 水土里ネット福島は、農業農村振興に係る計画づくりの支援も行っています。

現在、会員である市町村は、説明責任や地域の合意づくりが求められているとともに、各種事業の実施においても、農村環境計画、農村振興計画等の計画づくりが重要となっていますが、本会はこれまでの業務の蓄積のもとに、これら計画策定の支援を行っております。

また、経営所得安定対策等大綱による農地・水・環境保全向上対策（資源保全施策）にも公益法人の立場から、地図情報システムの活用を図りながら、地域とともに積極的に取り組んでいきます。

#### 4 水土里ネット福島は、「品確法」に基づく発注者支援を行っています。

公共工事における品質確保が法制化されたことから、発注者である市町村においても、幅広い経験と技術力が求められています。

本会は、会員が求められる品質確保とその技術力に対応するため、技術士・土木施工管理技士等の数多くの有資格者を確保するとともに、経験が豊富で高度な技術力を備えた職員の育成に努めており、発注者支援を十分行える体制を確立しています。品確法の施行により、支援機関として位置づけられましたので、農業農村整備事業発注者支援機関認定の申請をし、平成18年10月16日に認定されました。

さらには、集落排水やコンポスト施設設置におけるソフト、ハードを含めたトータルプランナーとして発注者への事務代行的支援（性能発注支援）も行っています。

#### 5 水土里ネット福島は、会員のリスクマネジメントにも寄与しています。

通常の委託契約においては、その都度の契約書や仕様書等で合意された要求事項を満たすことで足りませんが、土地連の場合、会員との契約であり、会員への技術支援を行う役割を担っていますので、設計及びその設計に基づくほ場整備や集落排水施設などに対する永続的なサポートを行ってまいりますので、発注者である会員のリスクマネジメントに寄与できます。

#### 6 水土里ネット福島が受託する工事設計費用の積算は、こうなっています。

設計一般コンサルタントにおいては、諸経費については直接人件費の120%と、技術経費については直接人件費の44%から88%請求することができます。

しかしながら、本会は、公益法人として、税法上課税免除や減額がされていますので、諸経費については、直接人件費の100%・技術経費については直接人件費の40～80%とされており、少ない経費で設計を行うことができます。

〔設計業務の価格積算基準（平成16年3月25日付け農業構造改善局長通達）、設計業務標準歩掛（平成13年3月29日付け農村振興局長通達）〕

なお、直接人件費等を定めている設計業務標準歩掛については、農林水産省において、民間の実態調査を踏まえて、定期的に適正に見直しを行っています。

ほ場整備事業や集落排水事業など、  
農業農村整備事業については、どんなことでも、  
**水土里ネット福島に、お問い合わせください！**

福島県土地改良事業団体連合会

〒960-8502 福島市南中央三丁目36

電話 024-535-0371

FAX 024-535-0358

E-mail info@midorinet-fukushima.jp

ホームページ <http://www.midorinet-fukushima.jp>

